

令和6年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（5日目）

1. 令和6年3月18日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年3月18日 午前10時46分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

11番	西	山	宗	弘	1番	日	名	義	人
-----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀	山	勝	則	書	記	平	澤	瞳
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	早	川	順	治							
総	務	課	長	片	岡	昭	彦	税	務	課	長	山	本	敦	志							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁						
住	民	課	長	古	好	広	徳	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	根	本	喜	代	香			
農	林	課	長	山	口	文	亮	建	設	課	長	大	月	豊								
水	道	課	長	歳	原	雅	則	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	宮	田	慎	治

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 1 号	吉備中央町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 2 号	吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 3 号	吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 4 号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 5 号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 6 号	吉備中央町手話言語条例について
日程第 8	議案第 7 号	吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 8 号	吉備中央町スクールバスに関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 9 号	吉備中央町給水条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 10 号	吉備中央町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 11 号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設）
日程第 13	議案第 12 号	令和 5 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 14	議案第 13 号	令和 5 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 15	議案第 14 号	令和 5 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第 16	議案第 15 号	令和 5 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正

予算について

日程第 17 議案第 16 号 令和 5 年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について

日程第 18 議案第 17 号 令和 5 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について

日程第 19 議案第 18 号 令和 5 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第 1 号 吉備中央町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例について 可決

議案第 2 号 吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 3 号 吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 4 号 吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 5 号 吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 6 号 吉備中央町手話言語条例について 可決

議案第 7 号 吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 8 号 吉備中央町スクールバスに関する条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 9 号 吉備中央町給水条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 10 号 吉備中央町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 11 号 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町特用

	林産物まいたけ菌床栽培施設)	可決
議案第12号	令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第13号	令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	可決
議案第14号	令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	可決
議案第15号	令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について	可決
議案第16号	令和5年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について	可決
議案第17号	令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第18号	令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	可決

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番、西山宗弘君、1番、日名義人君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、議案第1号、吉備中央町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

提案の中身は今の吉備高原にある事務所の実態に合わせたものに替えるということで、総合事務所の総合を削るといふ、なくするというのが提案でしたけども、ちょうど今年が合併20年です。なぜ、あの総合という言葉が加わってたか、あの当時。実は、合併のときに、吉備高原と豊野と下加茂の三極体制と。役場の位置をどうするかということで、あの当時の結構シビアなやり取りがあつて、豊野に実態としては役場を設置したにもかかわらず、場所としては条例上は吉備高原の都市内というふうな表現になっていました。そういう絡みの中で総合という意味を持たせて、そして吉備高原の事務所の持つてくる意味を少しでも主張すると、そういうことが含まれていました。ですから、もともとある意味では実態と違う、言うてみたら当時のあれこれのやり取りをそういう形で調整して総合という言葉を使わなかったんだという、そのあたりはこの提案の中にどのように考えて提案されているか、少し20年後のこの時点で確認しておきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

この総合調整事務所につきましては、設置の目的は現在おっしゃられたことと全然違いまして、合併をして、事務が合併後に協議をするということはたくさんあったんです。それをすり合わせて、一本にすると。そのために総合調整事務所をつくったわけです。総合調整事務所用の職員がおったわけなんですけれども、事務が済んでからはもう配置をしてないということで、名前だけ残ったと、こういう状況です。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

実態はそのとおりだということは最初にも言いました。実態としてあれこれという、総合ということに持たせた意味をその当時の町長はいろいろと説明をされてたんです。そのことを20年目に一遍確認をしておきたいということを申し上げてるわけです。実態に対してあれこれと言うてるわけじゃありません。そこのところを町長の見解等を聞きたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これにつきましての役割というのは、先ほど副町長が言ったとおりでございます。その2町合併のときの建設協定、また等々には将来的には吉備高原にという文言もございます。しかしながら、当面は賀陽庁舎を使うということでやっております。そのことは全く変更はございませんが、今言ったように実態としての職務が総合調整という平成16年10月のときまでのいろんな調整が必要だった事務所だったんです。その実態としてのその職務がなくなったんで、今現実としてその総合調整というのを廃止しようかと、なくそうということだけであって、今、日名議員が言われた将来に向けての方向性というのは、何ら変わってはいません。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第1号、吉備中央町役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、議案第2号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第2号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、議案第3号、吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第3号、吉備中央町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）



日程第5、議案第4号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第4号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第5号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第5号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第6号、吉備中央町手話言語条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

この条例案の第1条と第2条への考え方についてお伺いいたします。

と申しますのが、この手話言語条例、各いろいろな自治体レベルでもう制定されていたので調べました。すると、私が調べたのは東京都、鳥取県、三原市、福岡県、沖縄県、観音寺市、伊丹市、呉市などなんですけど、これらの自治体では第1条のところで、この条例は手話が言語であるとの認識に基づきから目的を書いてあるんです。これ、もともと2006年国連で採択されました障害者の権利に関する条約で手話は言語であると定義されたからそれが基になってると思うんですけど、一方吉備中央町の条例案では目的の部分で、手話が言語であるとの認識に基づきという文章がありません。一方、基本理念のところでは理解し合うために大切に育んできた言語であるとの認識に基づきと書かれております。私、先ほど申し上げました自治体でも、第2条の基本理念にも同様の手話が言語であるとの認識に基づきという言葉が書いております。吉備中央町は目的には書かれてないの

で、そこへの考え方を教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

成田議員の御質問にお答えいたします。

私ども、制定するに当たりまして、議員もおっしゃられましたようにほかの市町村のも参考させていただいたところであります。言語であるという認識に基づきということではありますが、吉備中央町におきましては、おっしゃられたように基本理念のところでの言語であるという認識を記載しておりますので、そこは内容的には基本理念のほうで示させていただいてるということでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

そもそもこの条例を制定する目的というところが条例って全て一番大切な部分だと思うんですけど、そこに手話が言語であるとの認識に基づきと一文を入れることによって、よりこの目的が明確化すると思うんですが、そのあたりのお考えはどのような考えなんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

おっしゃられますとおり、目的の部分に記載されるという考え方もあると思われませんが、このたびの条例におきましては、本町としてはこの基本理念のほうに記載するというような考え方で進めております。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

では、吉備中央町は手話が言語であるとの認識に基づいた上で、様々な環境づくりであるとか、いろいろな提供を行うということによろしいでしょうか。確認です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

おっしゃられるような認識で今後の取組としては、町民の方へ手話を知っていただき、身近に感じていただくことで手話に対する理解や普及に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今の論議の中で、条例を解釈するときに、基本理念とそれから条例の目的、条例の目的のほうがより強い規制が働くというふうに私には思うのですが、そのところをわざわざ基本理念のほうに委ねたような形になったその意味がやり取りの中で理解しにくかったんですけども、そのあたりどう位置づけておられるか、条例とその条例の目的というところ。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

目的に関しましては、この条例を制定する目的ということですので、あくまで本町としましては基本理念のほうへ言語であるという認識を記載したということでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

先ほど来から同僚議員のほうから出ています質疑なんですけれども、本来この目的っていうところにつきまして私の考えなんですけれども、これはここに書いてありますように全

ての人が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らせることができる地域社会づくりを実現することという目的が明らかになってますから、これを重視すべきだという私の意見でございますし、この条例の中で言いますと、いろいろな利用しやすいサービスなどという提供がありますが、これについて例えば手話の資格についての文言が入ってないと、このことについては条例のほうで何か記するものがございませうか。課長にお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

先ほども言いましたけれども、町民の方にしっかり手話のことを知っていただくということで、来年度から町の広報紙へ手話を掲載したいというふうに思っておりますし、また町民に手話を触れていただける講座のようなものが開催できたらというふうには考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありますか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

課長、今言われたことはいいことなんです。普及することは結構なんですけれど、この手話を利用することによっての資格っていうものが、検定というの必要性というものがまだ私には認識はないんですけれども、どんなものでしょう。手話の検定の資格というか、そういうものについてはどのようにお考えか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

より多くの町民の方がそういう手話に親しんでいただきまして、資格のほうもしっかり取っていただいて普及に努めていただければというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

ぜひ、こういう条例を制定しますので、この目的に達するように十分な配慮をしながら広めていただきたいということを願いたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第6号、吉備中央町手話言語条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第7号、吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

提案の内容についてというよりも、それに関連した形で少し質問させていただこうと思

います。

といいますのが、衛生券そのものが本当に最後の僅かな残りの処理ということでしょうから、これ実態を伴ってない以上実態的なものに合わせて条例化していくということには賛成です。ところが、よくよく考えてみたら、今くみ取り料じゃなくって、浄化槽の清掃等、管理等に対する経費を値上げをするということで取組が現場では進んでいます。それに対して、いろいろな矛盾が相談に寄せられることがあります。そこで、私は改めて今日確かめておきたいのが、このし尿のくみ取りというのは、自治体の仕事としてどういうふうこれから位置づいていくのかな。もともとスタートの段階では、このし尿のくみ取り料というの、くみ取りというのはまずそれに関連するものは町の直営としてスタートしているというふうに聞きました。次に、くみ取りが委託された業者に、現在は許可制になっている、そういう経過をたどっているようです。ということは、だんだん民営化の方向が一層強まってきた。現在、その中でくみ取りプラス浄化槽、これはある意味では購入するわけですから私的なものになります。私的所有。その自分の所有するものを、特定の業者に、特定ちゅうんか業者に清掃してもらうわけですから、ある意味では業者と個人の持ち主との契約で料金が決まる、今はそんなふうな仕組みになってると思います。ところが、浄化槽は表面的な意味の私有化じゃなくって、個人の所有ではなくって、補助も出ています。言わば、吉備中央町から見れば下水処理のより、いい形で進められるように浄化槽に対して補助金も出したということだと思えます。そういう意味では、このくみ取り、それから浄化槽の清掃等に関しても自治体の関与というのは一定程度責任が生まれてきている、それは残っている、またこれからも維持しなければならないというふうに思っています。それに対して、今業者とそして浄化槽の所有者との間の矛盾が起こってる。こういうことに対して、町はどのような役目を果たしながらその矛盾を解決するというふうにしようというように思われているのか、そのあたり自治体の役割について少し今のような背景を踏まえた答弁をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、日名議員の御質問にお答えいたします。くみ取りとまた浄化槽のことにつきましては、これ全く、似てはおりますが、仕組み自体が違いますのでそこら辺を踏まえて

お答えをさせていただきたいと思います。

くみ取りに関しましては、現在議員御指摘のとおり許可制ということを取っております。そういった形で町のほうが幾らか関与するという形を取っております。また、浄化槽につきましましては、また補助金を打つとるのが当課ではございませんので、そちらのほうにつきましましては議員御指摘のとおり公共衛生という観点から今現在吉備中央町のような中山間地域、こういった中で公共の下水ということがなかなか下水処理ということが難しい状況でございますので、そういった面で環境の面からいいますと、浄化槽を普及することによって環境の維持に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（難波武志君）

ほかに質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

遠回しで尋ねたっちゃうのがあるんかもしれませんが、今その浄化槽の清掃の問題で清掃代というんですか、企業が求める、値上げを求めてきてるわけです。その値上げは先ほども言いましたけども、浄化槽は購入したものですから私的所有物ですよ。その私的所有物を業者に掃除をしてもらい、清掃をもらい、そのために料金が出てくる。要するに負担が生まれてきますよね。それに対して、今は業者と所有者の間での契約事項で決まるような形になってますね。そのために、今業者は個々のおうちを訪ねて、浄化槽を所有しているまたは清掃している、そこを回って契約をして回ってるわけです。その値上げに対していろいろな特典をつけて値上げを消費者のほうに少しでも軽減できるような形で誘っておられます。そのことに対して結構受け止め方がちぐはぐが生まれてトラブってるという、トラブってるということありませんけども矛盾が起こってることは事実なんですよ。幾つも相談がありました。そういう意味でそういうことが起こったことに対して公共衛生っていうふうに言われましたが、そういう立場から見ても自治体はそこに何もタッチしないじゃなくて、一定の誠意的な責任があり得るんじゃないかとする、業者と消費者との間に町、自治体がたって、一定の役割を果たす必要があるのではないかという、ある意味では誠意的、道義的などところをお聞きしてるわけです。自治体としての責任、これでも丸々、業者と個人の関係だけで終わりですよにはならないんじゃないかとそのあたりを聞いてるんですが、受け止め方どうでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

日名議員の御質問にお答えしたいと思います。

先般、一般質問の折にですが、同様の御質問を議員さんのほうからいただきまして、その中で答弁させていただいたかと思えます。現状ですと、議員さんおっしゃるよう利用者とサービス提供事業者の契約に基づくものでありまして、現状では行政としてそこに入ることは難しいというふうに判断しております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

先ほどの浄化槽の保守管理の問題とし尿の問題は基本的に答弁は別でございます。その中で、先ほどの水道課長の答弁で関与は難しいということでもございましたけども、今回の条例改正の第3項が特に私は問題だと思うんですけども、つまりこれは衛生券1リットル11円ということの一定の手数料の値段を決めてるわけですが、これを条例上は削除してこれ廃止すると。つまり、この今後し尿処理の手数料を条例上廃止した場合、この歯止めというのは今行政は関与しないということでしたけど、もうそれは業者のフリーハンドということでしょうか。これ前提的にこの許可制で現在町内の業者は1社で選択はできないというふうになっておりますので、そのあたりの歯止めについては行政は関与しないというような御答弁でしたけども、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

御質問にお答えいたします。

提案説明のときにも御説明をいたしました。市民のこれ取決めというか、くみ取りにつきましても、行政のほうで料金も直営である場合には町の料金設定というものが可能でございますけれども、民間の委託という場合になった場合に町の行政のほうでその料金を

この額にという設定のほうが、県や国のほうからしてはならないというふうに指摘を受けて今回の改正にいたっておるものでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

これ2つの問題について指摘をしますんで、見解をお伺いしたい。

というのは、このし尿の問題と浄化槽の問題は基本的には別です。別ですが、特段の吉備中央町は事情がございます。というのは、し尿のくみ取りも浄化槽の保守管理も同じ業者がやっていて、浄化槽については、これは県の条例に基づく営業区域の許可制ということで、これも完全に区割りが決まっています。そういう中で、実は先ほどの浄化槽の保守管理のときに私もいろいろ相談があって、業者との間に同席を2回させていただきました。そのときの業者側の答弁は、答弁というのは浄化槽の浄化槽法に基づく年1回の清掃料金についてアップをします。そのアップの理由がこの2月の初めの段階で今度の議会で吉備中央町もこのし尿のくみ取り料金がこのときは廃止とは言わなかったです。値上げになると思うので、浄化槽の清掃料も値上げしますというふうにおっしゃったんです。さらに補足で言うと、新見がそうになりましたから吉備中央町もそういうふうになるので、行政側が。つまり、し尿のくみ取りとこの料金が連動しているということについて、業者がそういうふうにおっしゃっているんで、同一業者です。このあたりについては、何か一定の何かの歯止めの的なものがないと、今度は浄化槽のほうもどんどん上がっていくのではないかとございます。これが1点です。

もう一つ御答弁があったように、県や国からの指導があったということで、これは古い話ですけども、昭和47年に千葉県からのこの種の問題に対する問合せに対して私は環境省で調べたんですけども、市町村が処理していない場合、条例でこういう料金を定めるのは問題であるからこれは条例上定めてはいけないということを回答、省がしてるんですけども、それを今おっしゃったと思うんですが、今前段で申し上げましたように、同一業者がやってる特段の事情があって、し尿の問題、条例上の問題が浄化槽の料金の値上げの理由にされているということは、一定のそういう公共的なインフラであるものについて、一定の何らかの条例を廃すとしても何らかの関与がないと、これは業者が独占ですから、幾らでも値上げが極端に言えば可能になるのではないかとという意味で、行政は何らかの関与が要るのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

お答えいたします。

御質問のほうが生尿のくみ取りと浄化槽のことが組み合わさって、分かりにくく聞こえる部分もあるんですけども、くみ取りの料金の設定に関しましては、これ資本主義活動の中での民間の営業活動でございます。そういった中で料金というものが特段業者のほうも近隣の状況も踏まえ、また吉備中央町の現状も踏まえての料金設定を私はしていただけるものではないかと、このように考えております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

善意を私らも期待をしているわけですが、先ほど分からないと御答弁でおっしゃったんですが、つまりこの条例で削除する第3項の件の生尿のくみ取りと連動して浄化槽の料金を業者は言われてるんです。これ、同じ業者ですので。だからここで、生尿のくみ取りと浄化槽が混同ではなくて、同じ業者がやっておるので、この生尿のくみ取り料金を理由にこのくみ取り料金を条例から外すことによってフリーハンドを得るから浄化槽のほうの値段も上げるということの理由にしてるんです。これが1つです。3回目です。

もう一つ言いますと、先ほどの県、国の指示ですけども、私環境省の担当者に電話しました。この環境省の千葉県に対する昭和47年の古い話なんですけど、市町村が、これは環境省、当時の厚労省の回答ですけども、市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料、これ生尿も含まれますけども、条例で定めることができないというふうに書いています。なお、このことについてはこの後も1社であろうと数社であろうと独占だろうと自由だと言ってる、とにかく条例で定めることができないということを書いてるんです。この前段で市町村が処理していないということを再度環境省に聞きました。処理の範囲はどこまでかと。私は、収集、運搬、生尿の浄化処理も含むのではないかと、それはそうですとおっしゃいました。じゃあ私たちの町では、運搬、収集は民間業者がやっています、民間業者の手でもう全部全て採算も含めてやっていますが、浄化処理についてはそれぞれの地域、こっちは中部衛生組合、こちらは高梁事務組合で処理しているので、そこには行政の

お金も入ってますよ、その場合は処理していないものについて条例で定めることはできないと回答して、それが当時の厚労省、今は環境省の見解ですが、処理の範囲がそういうふうな浄化処理も含むんでしたら、これは公費が入っているので行政が何らかの関与が要るんじゃないんですかとお尋ねしたら、それは各自治体の判断にお任せしますという回答でした。そのことを踏まえて、先ほど質問が十分分かりにくかったかも分かりませんが、同一業者がこのこと、し尿のこの枠を外すことによって浄化槽のほうも同一業者ですので、それを自由に行っているということについて何らかの私は行政が善意だけではなくて、何かしなければ今回の浄化槽と連動している事態でみるとまずいんじゃないかと思ってるんですが、この点についての御見解はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この条例改正で、し尿の単価等々を町が決めるのを外すというのと、今後の危惧される面をどうするかというのは少し違うと思います。この条例については、国、県等々からの重なる指摘の中でやります。そうした中で、議員言われるように危惧する面があります、確かに。独占ですから。そういう面は、他市町とその金額において、吉備中央町の住民がマイナスを受けるようなときには、これは要望等々の格好になろうと思います。指揮命令はできません。要望のような格好にならざるを得ないと私は思ってます。

（1番、「答弁に対して質問。」の声）

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

ということは、今回トラブってることに対しても町は、ある程度前向きの役割を果たしてもらえる可能性があるということですよ。そういう認識でよろしいですか。要は知らん顔してるじゃなくて、要望等を聞きながら、行政が中に一定の役割を持って企業に対しても働きをしてもらえる、消費者からもいろいろより企業者との間のやり取りがスムーズに行くような役割を果たしてもらえる、そういうことでいいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

あくまでもこの議案についての答弁をさせていただいて、その中で今の案件についてはいろんな民間が企業努力の面もあろうかも分かりません。そういう面でいろいろと住民との中でいろいろあることにつきましては、それぞれの相談すべき機関もございます。また、町にもございます。そういうところにまず、事案を相談していただくということだろうと思います。私が言いましたのは、これを、この料金を外すことによって、他市町よりもあまりにも理不尽な料金設定という場合が起きたときには、これは何らかの議会も執行部も併せて要望という方法でお願いするしか今のところはないという理解です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第7号、吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第8号、吉備中央町スクールバスに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今回のスクールバスにつきましては、特に円城小学校のところになるんですけども、円城小学校のスクールバスについては過去には混乗方式と呼ばれる地域住民も乗れるようなところからスタートしてきて今子どもが減ってきたのもあるし、ちょっと聞くにはいろんな社会情勢の中でスクールバスへの幼稚園の子どもたちが乗ることがそぐわなくなってきたというふうな話を聞いております。それは理解をするところなんですけれども、今後の社会情勢が変わる中において、場合によってはこども園に通園する子どもたちも、もしかしたら乗れるような可能性が仮に出てくるとすれば、これは当然その時点ではこの条例ってというのは改正をしてもらえると考えればいいのかどうか、この1点のみお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、黒田議員の御質問にお答えいたします。

当初、円城地区のスクールバス、町有のバスのスクールバスの運行については、混乗と申しますか、幼稚園児も乗れるというようなことで運行のほうをしておりました。ですがその後、幼稚園児が乗るとるバスで事故等ありまして、国の運行マニュアルといったものにつきまして、いろいろ改正が行われまして、その国の安全マニュアルを達成しようとするのはかなり困難であるというようなことから今回園児は町有のスクールバスでは乗れないというようなことで、今回改正のほうを出させていただいております。

今後についてでございますが、国の安全管理マニュアルといったものの達成がかなり難しいという面もありますが、そのことにつきましては今後の課題というふうになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

状況は理解するところなんですけれども、吉備中央町の場合は町長を中心として子育てに手厚い形を今取っていったわけなんです。その中において、今回のこの変更というのは、逆に言えば今まで使えていたものが使えなくなるというところなんです。ですから、利用者側からすれば負担が大きくなるわけなんです。今後のことを先ほど私言いましたけれども、今後保護者が通学のために子どもたちを送ってまた迎えに行くってこの作業がとても大きく負担になってくるのは、これは目に見えているわけなんです。そのあたりを子育てに手厚い吉備中央町として、何らかの形で手助けをしようというぐらいの重きをおくべきと私は考えます。ですから、今回のことについて私は別に反対はしませんけれども、先ほど局長も言われたように、今後においては国等でも働きかけをするなり、ここは吉備中央町独自の条例をつくるなりで、働く親の世帯を幾らかでもバックアップできるような、そういう体制をつくるという思いをぜひ行政には持っていただきたいと、こういうふうに思うところでもあります。ですから、今回のことについてどうこう言うのは言わないところでですけど、ぜひそのあたりを考えた中で次を進めていただけたらと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

ただいまの御質問に対しての答弁ですけれども、現在教育委員会事務局長も申しましたが、国のマニュアル作成等大変厳しいものがございます。事故が発生した原因もいろいろあるんですけれども、運転者、乗務員共に送迎用バスには必ず乗車して確認を行う等ございます。それから、チェックも厳しくなっております。安全確認装置の装備もございます。一番ネックとなっているのが、乗務員を全過程に配置するところがございますけれども、子育てに優しいまちづくりという町の推進目標もございます。それぞれどういうふうな工夫をすればより御負担が軽くなるかということも踏まえながら、教育委員会といろいろ相談しながら研究はしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

専門的な見守りの要員をつけなきゃいけないという部分が多分ネックになるんだということが今の課長の説明だったと思うんです。さっき、課長の話の中で全過程につけることが難しいと。全過程には多分要らないと思うんです、現実には。バスの中にいればいい話ですから。乗務員と見守りの人がいて、その乗降をちゃんと確認をするっていうのが多分その仕事だと思うので、ですからこのあたりが、例えばですけども、見守りの人が専門的な知識を持って専門的な資格がいるとかという話であれば、これはかなり難しいハードルになってくると思います。ただ、他のよその自治体なんかの保育園さんのスクールバスの見守りなんかを見ていると、当然運転手の方は二種免許を持った方で、それなりの資格を持った方ですけども、見守りについては保育士さんが乗ってるところもありますし、ほか一般の方をお願いしてるようなところもどうもあるように見受けられます。だから、そういう中で今後どうなるか分かりませんが、例えばボランティア的な要素の中で地域の皆さん方で見守りをやっていただくようなことがもし可能であればそういうやり方もありまじょうし、さらにそれがもうちょっと組織的なものであるということであれば、今行政が進めている、期間限定じゃねえわ、臨時の人はなんですかね。

（「会計年度任用職員。」の声）

会計年度職員。ごめんなさい、出てきませんでした。会計年度職員の時間的な部分での採用であるとか、そのあたりのやり方というのは多分いろいろ工夫はできると思うんです。ですから、それも含みおきながらぜひ、今年度、令和6年度は無理としても、次にはそういうふうなやり方の中で、場合によっては吉備中央町では今のこども園や通園できる子どもたちもスクールバスに乗れるんだよと、ですからどうぞ吉備中央町に移住してどうですかというところへ結びつけていくほうが私はいいと思うので、そっちへ向けてをぜひ、できないできないではなくてできる工夫はないかというところを探っていただきたいというのが私の本旨でありますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。答弁のほうは結構です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）



少し、先ほど子育て推進課長が教えてくださったんですけど、この国の安全マニュアルで園児を乗せるというと安全管理の達成がかなり難しいということで、簡単でいいのでどういった部分が今吉備中央町にとって難しいのかっていうのを数点でも教えていただけたらと思います。それが、今後の課題にもなるのかなと思いますので。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

チェックシートのほうはいたって普通に乗務するときの子どもの人数を乗降時に常に確認するであるとか、内部で安全を確保するように努めるとかそういったことになるんですけども、そこへ人員、先ほど申しましたように全過程にと言いましたのが、すみません、全路線ということでございます。9路線ありますので、それを全地域に公平にということであれば最低乗務員と運転手で18名というふうな人数が必要になります。そういったところを一気に確保するところが難しいというところが一番でございます。

それから、あとやはり小学校のスクールバスというふうと一緒に乗務することになれば、小学生の長期休暇になりましたらスクールバスは運行されないというようなことも幾らか問題になるところでございます。そういったところを含めながら、本当にできるかどうかというところを今後研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

先ほどの同僚議員の質問と同趣旨なんですけども、今回園と幼稚園統合で幼稚園がなくなるということで、このスクールという定義が外れることからこの条例だと思うんですが、先ほども同僚議員から再三言うようにあったように、制度は変わっても幼稚園、こども園になっても親あるいは園児は大体同じような形態で通園し、そこで保育あるいは幼児教育を受けるわけですので、そういうふうな実際の通園ということを制度は変わっても実際の生活は同じようになっていると。今では一緒に乗っていったということの負担について、同僚議員と繰り返しになりますが、やっぱり子育てに優しい町ということを標榜して

今回も新しい通園の補助なんかも出ていましたけども、そのところを先ほどの安全確認で全国的にもいろいろ問題も起こってますが、何らかの実際制度が変わっても親たちの負担あるいは園に通園する形態は変わらないので、そこを十分に配慮するというか子育てに優しい町で通園できやすいような環境をぜひともこの条例が通ったとしても整えていただきたいということを強く要望いたしますが、いかがでございましょうか。見解をお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

いろいろありがとうございます。基本的に小学校と園ということで、小学校は学区の規定があります。園は学区の規定がないということから、一概にバスの路線を利用するということもなかなか難しい、Aの保育園、こども園、幼稚園に通いたいけれども、通う学区だけでも、実質職場の都合でBに行くとかねれば、じゃあAに行く人にはバスが使えるけれど、Bに行こうと思ったらバスが使えないというようなこともございます。基本的にそういったことを考えると、根底には保護者送迎というのが一番通園しやすいのではないかなという、そのあたりもあります。親御さんの負担は増えるとは思いますが、通園時間というところも幾らか親子の絆を深める場というふうな考え方にもなろうかと思えます。いろいろ問題はありますが、配慮しながらそのあたりはまた今後検討していく、研究していくというふうには思っていますので、そのあたりをよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第8号、吉備中央町スクールバスに関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第9号、吉備中央町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第9号、吉備中央町給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第10号、吉備中央町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第10号、吉備中央町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設）については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第12号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

16ページのマイクロEV等実装事業返還金についてなんですが、先日の一般質問でこのマイクロEVをどこから購入したのかというので、システムズナカシマだという答えがあったので、お伺いします。

この返還金は協議会から返還されると恐らく答えるでしょうけれども、その協議会のどの企業から幾ら返還されるのかを教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

このマイクロEVの事業の返還金でございますが、システムズナカシマのほうからここに書いてある1,060万円返金となります。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

この補正予算書の23ページの環境衛生費、上水道事業の出資金1億1,200万円余りなんですけど、これはこの出資金の積算根拠というか、どういうことの積み上げでこの金額が出るんでしょうか。内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

山崎議員御質問の上水道事業出資金1億1,242万9,000円の積算でございますが、これは水道事業債から一般事業債へ予算振替及び事業清算によるものでございます。内訳としましては、下加茂送水ポンプ場の受水槽送水管整備工事の設計委託料が1,100万円、工事請負費が2億1,677万1,000円でございます。なお、この財源の内訳には国庫補助金、水道事業債等も入っておりますので、その差額として一般会計からの上水道事業出資金という形になっております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

私には理解ができなかった。これは、広域水道企業団に出資するお金だと思うんですが、受水料とかそれから送水管の総延長とかそういうものに関係するかと思ったんですけど、先ほどの御説明、十分理解できなかったんですが、そういう受水料とか使用料とかということに関しての広域水道企業団への出資というような内容ではないということなんですか。そこがよく分からなかったんで、もう一度説明をいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

こちらは一般会計から上水道事業への出資金でございます。広域水道企業団への出資金ではございません。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

先ほどの16ページのマイクロEV等実装事業返還金に関してなんですけれど、こちら協議会がお支払いをしてますよね。協議会はLLPにプロポーザル、事業を委託してると思うんですけれど、その中でどちらにもツバメ・イータイムが入っていると思うんですけれど、なぜその会社から購入しようと町は判断しなかったんでしょうか。というのが、町はそこでこういう税金っていうのはより低い金額でより高い効果を生むということがベースにあると思うんですけれど、ツバメ・イータイムのホームページを見ましても吉備中央町で車両が載って写真がまだ今掲載されてると思いますが、その判断、そこを管理監督するのが協議会の役割であり、この役場だと思うんですが、そのあたりの判断や考え方など教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

成田議員の御質問にお答えします。

判断というところですが、このマイクロEVの関係につきましても、プロポーザルの審査会を開いて事業者を選定したということです。その中にLLPという形での提案でございましたので、そのLLPの団体、組織の中にツバメ・イータイムも協同という形で組合の中に入られた状態での申請でございました。その中でマイクロEVの関係については、関連するツバメ・イータイムもこの部分について担っていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

3回目です。この事業の返還金に関して非常に注視している町民の方々が複数いらっしゃいます。その方々、ツバメ・イータイムのホームページでずっと載ってるということなんですが、こちらを削除していただくように言う場合は町はナカシマに言ってるんですか、それともツバメ・イータイムに言ってるのか。3月中、今年度中には削除を必ずするように強く願うんですが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

この事業の受注の窓口はシステムズナカシマさんでございますので、そちらを通じてお願いしておるところでございます。ホームページ、削除されるかどうか、それにつきましてはそれぞれツバメさんあるいはの考えになろうかと思えますけど。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）



全員賛成です。したがって、議案第12号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第13号、令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第13号、令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第14号、令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

13ページについてお尋ね1件、内容のほうお尋ねしたいと思います。

国庫支出金の関係です。25と30のところに保険者機能強化推進交付金ともう一段介護保険保険者努力支援交付金の2項目があります。おのおの150万円と210万円ということで、先般この説明をお聞きした中で取組達成の状況に対する支出金であるというようにお聞きしたわけでありますけれども、ぶっちゃけ具体的にどういった内容のものであったのか、内容をざっとのところによろしいのでお尋ねしたいということと、もう一点この額はそれぞれの自治体を取り組まれたその成果に対しての支出金ということの説明を聞いたわけなんですけれども、この金額相当がこの町にとってはどのように受け止めておられるのか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、御質問にお答えいたします。

国におきまして、介護予防等に関します様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、その市町村の達成状況において交付される補助金となっております。具体的に申し上げますと、保険者機能強化推進交付金でございますが、高齢者の自立支援や重度化防止に関する取組といたしまして、地域ケア会議の開催や認知症施策等の実施状況といった指標が設定されております。

また、介護保険の保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の介護予防や健康づくり等に関する取組におきまして、住民主体の集いの場でありますとか、はつらつ元気体操の実施状況といったような指標が設定されておるところでございます。

国の予算が決まっておりますので、それに応じまして各市町村の達成状況により交付されるものです。引き続き、介護予防等取組を進めていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第14号、令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第15号、令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第15号、令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第16号、令和5年度吉備中央町診療所特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第16号、令和5年度吉備中央町診療所特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第17号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第17号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第18号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第18号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦勞さまでした。

午前10時46分 閉 議